

「西区ふれあい福祉推進事業」実施要綱

制定 平成15年3月26日西福第301号（区長決裁）

最近改正 令和2年2月4日西福第1470号（区長決裁）

（事業名称）

第1条 本事業の名称は、「西区ふれあい福祉推進事業」とする。

（目的）

第2条 この事業は、地域住民を主体とし結成した団体（以下「団体」という。）が区内のひとり暮らし高齢者等への見守りや訪問などのふれあい福祉活動（以下「ふれあい福祉活動」という。）を行い、そのふれあい福祉活動を通して、地域のつながりを広げ、温かみのある近隣関係を築き、地域と区とが一体となってひとり暮らし高齢者等とふれあい、支え合うことにより、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目的とする。

（対象）

第3条 本事業は次の世帯のうち、本人の同意を得られたものを対象とする。

- (1) ひとり暮らし高齢者の世帯
- (2) 高齢者のみの世帯
- (3) 日中ひとりになる高齢者がいる世帯
- (4) 高齢者と障害者の世帯
- (5) 障害者のみの世帯
- (6) その他、地域が見守りを必要と判断した世帯

（団体）

第4条 自治会町内会を区域とし、それぞれの特性に基づき、団体を結成する。その団体の構成員を会員（以下「会員」という。）とする。

（団体の名称）

第5条 各団体の名称は、各団体が定める。

（活動）

第6条 各団体の会員は、第3条で定める対象者に対し、週1回以上の見守りを行い、うち1か月に1回以上は訪問による状況確認などのふれあい福祉活動を行う。

2 ふれあい福祉活動を行うときは、「ふれあい福祉推進事業訪問員証」（様式1）を携帯する。

(対象者名簿の作成)

第7条 対象者の名簿は、各団体において、本人の同意を得た上で作成する。

(個人情報)

第8条 各団体は、個人情報について個人情報保護に関する法令に則り取扱う。

(相談及び報告)

第9条 ふれあい福祉活動の中で、対象者が福祉・保健のサービスを必要とする場合などには、地区担当民生委員・児童委員や地域包括支援センター、西区役所へ相談する。

2 各団体の代表者は、年2回、活動実施結果について西区長へ報告書を提出する。

(区の実施体制)

第10条 区の事務局は、西区福祉保健課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか、事業の実施について必要な事項は、西区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

西区ふれあい福祉推進事業訪問員証

表面

西区ふれあい福祉推進事業 訪 問 員 証	
氏名	
上記の者は、(名) ふれあい訪問員で あることを証明します。	
年 月 日	公 印
横 浜 市 西 区 長	

8 5 mm

5 5
mm

裏面

訪問員の遵守事項
訪問員は、地域の福祉の向上のために、次の事項を遵守し、ふれあい福祉活動を行ってください。
1 訪問員は、訪問活動に伴い知り得た秘密を厳守してください。
2 訪問員は、訪問対象者の立場に立って訪問活動を行ってください。
3 訪問員は、訪問に際し、この証を常に携帯してください。